

5/1~

戸籍 住民票 等の手続きで「本人確認」を行います

戸籍法・住民基本台帳法の一部を改正する法律が5月1日から施行されるため、右記の請求、届出の時に本人確認書類が必要になります。

戸籍・住民基本台帳の証明書や届出は、大切な個人情報なので、他人に不正に取得・届出がされることのないようにしなければなりません。

下記では、戸籍証明書・届出の本人確認等の方法をお知らせします。住民基本台帳の証明書・届出の本人確認方法も、戸籍と同様の取り扱いです。本人確認の詳細は、市民生活課住民係の窓口にお問い合わせください。

戸籍関係

戸籍、除籍、改製原戸籍、附票、記載事項証明、受理証明、身分証明等、養子縁組・協議離縁・婚姻・協議離婚・認知の届出

住民基本台帳関係

住民票、記載事項証明、住民異動届

戸籍証明書がほしい時

戸籍、除籍、改製原戸籍、附票、記載事項証明、受理証明、身分証明等

「本人確認」を行います

●戸籍窓口では

・窓口に来た人に、運転免許証、住基カードなどの官公署の発行した**顔写真付きの本人確認書類**（以下「本人確認書類」という）を提示していただき、確認を行います。

※上記の本人確認書類を持っていない人は、健康保険・介護保険の被保険者証、年金手帳・年金証書など2種類以上を提示していただきます（聞き取りによる本人確認の場合もあり）。

・代理人や使いの人は、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

●郵送では

・本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所（住民票上の住所）となります。

正当な理由を明示してください

●戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系の親族の人は、戸籍証明書を利用する理由の明示は不要です。

●上記以外の人は、

・自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること

・国または地方公共団体の機関に提出する必要があることなど正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必要となります。

嘘の請求をすると…

偽りなどの不正な手段によって戸籍証明書の交付を受けた人は、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

○問合せ先 市民生活課住民係

戸籍の届出をしたい時

養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚または認知の届出（以下「縁組等の届出」という）

「本人確認」を行います

「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。

「通知」を行います

窓口に来た人が、縁組等の本人であると確認できなかった場合には、縁組等の届出が受理されたことを本人に通知します。

不受理申出を受け付けます

自分自身が知らないうちに縁組等の虚偽の届出をされる恐れのある場合には、その届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に申出をすることができます（以下「不受理申出」という）。不受理申出およびその取り下げは、戸籍の窓口で行ってください。

その際、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



松浦市公式ホームページをリニューアルしました！

3月23日に松浦市公式ホームページをリニューアルしました。ぜひご利用ください。



アドレス <http://www.city-matsuura.jp>
携帯版 <http://www.city-matsuura.jp/m/>

【変更点】

- トップページ**には、「くらし」「あそび」「しごと」のカテゴリボタンを設け、欲しい情報をすばやく検索できるようにしました。また、カテゴリごとにカラーを統一しています。
- ライフシーン**ボタンや**総合案内**を設けて、キーワードによる検索がしやすくなりました。

【新しいコーナー】

- 市長の部屋**…市長の経歴などのほかに、市長の思いを日記形式で掲載します。
- よくある質問**…問い合わせの多い質問に対する回答などを掲載します。市役所に尋ねたいことのある時にご覧ください。
- 広報日記**…広報担当者が、取材などで目にしたことや感じたことなどを日記形式で紹介します。
- こんにちは〇〇課です**…市民に市役所の業務を理解していただくため、市役所の各課をリレー形式で紹介します（機構改革のため、初回は5月中旬公開予定）。

※市立図書館の閲覧用コンピューターを使って見ることもできます（使用時間は一人30分）。

○問合せ先 企画振興課広報統計係

犬などのペットを飼っている人へのお願い

◆犬の放し飼いは

松浦市犬取締条例で禁止されています！

「近所の人や犬の放し飼いをしている」という苦情が多く寄せられています。歩行者を追いかけたり、かみついたりする事故も起こっています。飼い主が大丈夫と思っていても、周囲の人は困っています。放し飼いをすることで、飼い犬が野犬に病気をうつされたり、野犬と一緒に捕獲されるケースも増えています。

また、他の散歩者の迷惑になるので、散歩中、引き綱は外さないでください。

◆飼い犬のフンは放置しないでください

飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって後始末をしてください。特に、河川道路や公園などでフンの放置が多く見られます。飼い犬が散歩の途中にフンをした場合は、飼い主が責任をもって持ち帰り、処理してください。

注意 放し飼い、犬のフンの放置は市犬取締条例で

禁止されています！綱などでの係留、散歩時のフンの回収を徹底してください。悪質な行為を発見した場合には、市条例に従って飼い主に措置命令を行い、命令に従わない場合には罰金を課しますので、犬の飼い方には十分配慮ください。

◆野犬、野良猫に餌を与えることはやめてください

近隣の野犬等の数を増やす行為ですので、犬を飼っている家は野犬などに犬の餌を取られないように気を付けてください。野犬は餌を定期的にもらうと、近隣に居着くようになります。飼い犬には、玄関内で餌をやるなどして、野犬を遠ざけてください。

犬同様に野良猫に餌を与えている場合の苦情も寄せられています。近隣にふん尿などで被害をこうむっている人もいますので、野良猫への餌やりもやめてください。

○問合せ先 市民生活課、福島・鷹島支所市民福祉課